

# 第1号議案

尾張都市計画道路の変更  
(犬山市決定) について

## 尾張都市計画道路の変更（犬山市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・356 号 城前線を全線廃止する。
2. 都市計画道路中 3・5・352 号 川端線の一部区間を廃止し、3・4・352 号 川端線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・352	川端線	犬山市大字犬山字妙覚	犬山市上坂四丁目	犬山市上坂町二丁目	約 800m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

3. 都市計画道路中 7・7・352 号 本町通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
区画街路	7・7・352	本町通線	犬山市大字犬山字北古券	犬山市大字犬山字東古券	—	約 600m	地表式	—	4m	幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・4・356 号城前線を全線廃止する。また、3・5・352 号川端線の一部区間を廃止し、3・4・352 号川端線に名称を改め、位置及び構造を変更する。

上述の変更に伴い、7・7・352 号本町通線の構造を変更するものである。

# 理 由 書

(尾張都市計画道路 3・5・352 号川端線ほか 3 路線)

## 1. 変更の概要

愛知県都市計画道路見直し方針（平成 30 年 8 月策定）及び犬山市城下町地区都市計画見直し調査（平成 30 年 3 月策定）に基づき、その必要性等を検証した結果、3・5・352 号川端線ほか 3 路線（(A) 全 2 路線＋(B) 全 2 路線）について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

### (A) 全線及び一部区間の廃止 全 2 路線

#### ①路線名：3・4・356 号城前線

変更内容：路線の廃止

変更概要：3・4・356 号城前線の全線約 740m を廃止する。

#### ②路線名：3・5・352 号川端線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：犬山市大字犬山字寺下地内から犬山市大字犬山字妙覚地内までの約 1,950m の区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を変更する（(B) ①参照）。

		新	旧
名称	路線番号	3・4・352	3・5・352
位置	起点	犬山市大字犬山字妙覚	犬山市大字犬山字寺下
	終点	犬山市上坂四丁目	犬山市上坂四丁目
	主な経過地	犬山市上坂町二丁目	犬山市大字犬山字西古券
区域	延長	約 800m	約 2,750m
構造	幅員	16m	12m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 3 箇所	幹線街路と平面交差 5 箇所

(B) 名称、位置及び構造の変更 全2路線

①路線名：3・4・352号川端線（旧3・5・352号川端線）・・・(A)②

変更内容：名称、位置、構造の変更

変更概要：3・5・352号川端線の一部区間の廃止（犬山市決定）に伴い、名称、位置及び構造を変更する。

		新	旧
名称	路線番号	3・4・352	3・5・352
位置	起点	犬山市大字犬山字妙覚	犬山市大字犬山字寺下
	終点	犬山市上坂四丁目	犬山市上坂四丁目
	主な経過地	犬山市上坂町二丁目	犬山市大字犬山字西古券
区域	延長	約800m	約2,750m
構造	幅員	16m	12m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差3箇所	幹線街路と平面交差5箇所

※区域の変更（一部区間の廃止）については(A)②参照。

②路線名：7・7・352号本町通線

変更内容：構造の変更

変更概要：3・5・356号城前線の全線廃止（犬山市決定）に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との交差の構造を2箇所から1箇所に変更する。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差1箇所	幹線街路と平面交差2箇所

## 2. 都市計画変更の理由とその内容

### (1) 都市計画変更に至る経緯

愛知県では、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備することで、暮らしやすい市街地の形成や、産業、経済の発展などに大きく寄与してきました。その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。このような状況の中、未着手の都市計画道路の必要性などを検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針」が平成30年8月に公表しました。

また、犬山市では、城下町地区の都市計画道路について「犬山城下町地区都市計画見直し調査（平成30年3月策定）」において見直し方針を定めています。

犬山市においても、40km（約62%）が整備されている一方で、25km（約38%）が整備されていない状況です。そこで、これらの方針に基づき、必要性、代替性及び実現性の観点から、詳細な検証を行い、令和3年12月には地元説明会を開催し、地元等との調整が整った路線について廃止等の手続きを進めています。

### (2) 上位計画との整合

愛知県では、平成31年3月に策定した「尾張都市計画区域マスタープラン」において、「人口減少、超高齢化社会の到来を見据えた集約型都市構造への転換」を掲げ、「効率的な都市経営の視点を踏まえた、都市施設の配置の見直しなどを進めていく」「既存ストックを最大限に活用し、インフラの老朽化も踏まえた効率的な都市経営の観点から、各施設の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを行う」としています。

なお、「犬山市都市計画マスタープラン」においても、「未整備区間のうち社会状況等の変化から都市計画の見直しが想定される区間については、その機能を検証した上で、必要に応じ見直しを検討する」としています。

### (3) 都市計画変更の理由とその内容

#### (A) 全線及び一部区間の廃止 全2路線

##### ① 3・4・356号城前線

3・4・356号城前線は、3・4・58号犬山大橋線と3・5・352号川端線を犬山城を經由して結ぶ補助幹線道路（延長約1,750m、標準幅員8m）として昭和25年に都市計画決定されました。その後、延長の変更等を経て、延長約740m、標準幅員16mの幹線街路に計画変更され現在に至っています。

路線の整備状況は、延長約740mの全線において、都市計画道路幅（16m）に対し未着手未整備となっております。

国宝犬山城を中心とした当路線の周辺区域は、平成29年度策定の犬山市都市計画マスタープランにおいて、「楽しく歩ける安全・安心なまち」を目標にまちづくりを進めることと定めております。過度な自動車交通の進入を抑制し、歩行者を優先した町並み保存にも配慮した空間整備を進めることとしております。この方針に沿って、当該路線の同位置には市道城前線が、概ね幅員6mで片側歩道を有する形で整備されており、地区内交通を処理しております。

また、当路線区域を含む犬山城周辺は、平成30年2月に「史跡犬山城跡」として国の指定を受けており、計画通りに道路整備をした場合、史跡保存及び歴史的風致の維持に大きな影響を及ぼす恐れがあり、現在のまちづくりの方針や史跡・風致の維持と整合しない道路計画は見直す必要があります。

以上を踏まえ、3・4・356号城前線について、総合的に必要性等の検証を行った結果、地域が目指すまちづくりの方針や歴史資源に対する影響が必要性を上回ると判断し、全線約740mの都市計画を廃止します。

##### ② 3・5・352号川端線

3・5・352号川端線は、犬山橋と3・4・10号一宮犬山線の間を木曾川沿いに結び、犬山城周辺の外郭道路を形成するための地区幹線道路（延長約2,050m、標準幅員8m）として昭和24年に都市計画決定されました。その後、延長の変更等を経て、延長約2,750m、犬山城の北側区間では幅員8m、それ以外の区間では幅員約12mの幹線街路として計画変更され現在に至っています。

路線の整備状況は、延長約2,750mのうち、3・5・72号草井犬山線との交差部より北側の約1,950m区間については都市計画道路幅12m及び8mに対して未整備となっております。

当該路線の同位置には市道が、犬山橋から犬山城北側までの区間は概ね幅員12mで片側歩道を有する形で整備されております。また、犬山城の北側区間では、一方通行で歩道のない幅員約3mの形で、犬山城の北側から3・5・72号草井犬山線交差部までの区間は2車線で概ね幅員10mで一部片側歩道を有する形で整備されております。

また、当該路線周辺には3・4・58号犬山大橋線及び3・5・72号草井犬山線が概ね両側歩道を有する形で2車線で整備されており、上述の現道の市道とともに犬山城の外郭道路としての円滑な交通処理を行っています。

当路線区域を含む犬山城周辺は、平成30年2月に「史跡犬山城跡」として国の指定を受けており、犬山城の北側での計画幅員8mでの整備には大きな事業実施上の課題があります。

なお、見直し検証作業において、当区間を廃止した場合でも、これらの周辺都市計画道路や現道で円滑な交通処理ができることを確認しております。

以上を踏まえ、3・5・352号川端線について、必要性等の検証を行った結果、周辺道路が当該都市計画道路の代替性を有するものと判断し、犬山市大字犬山字寺下地内から犬山市大字犬山字妙覚地内までの約1,950mの区間について、都市計画を廃止します。





(B) 名称、位置、区域及び構造の変更 全2路線

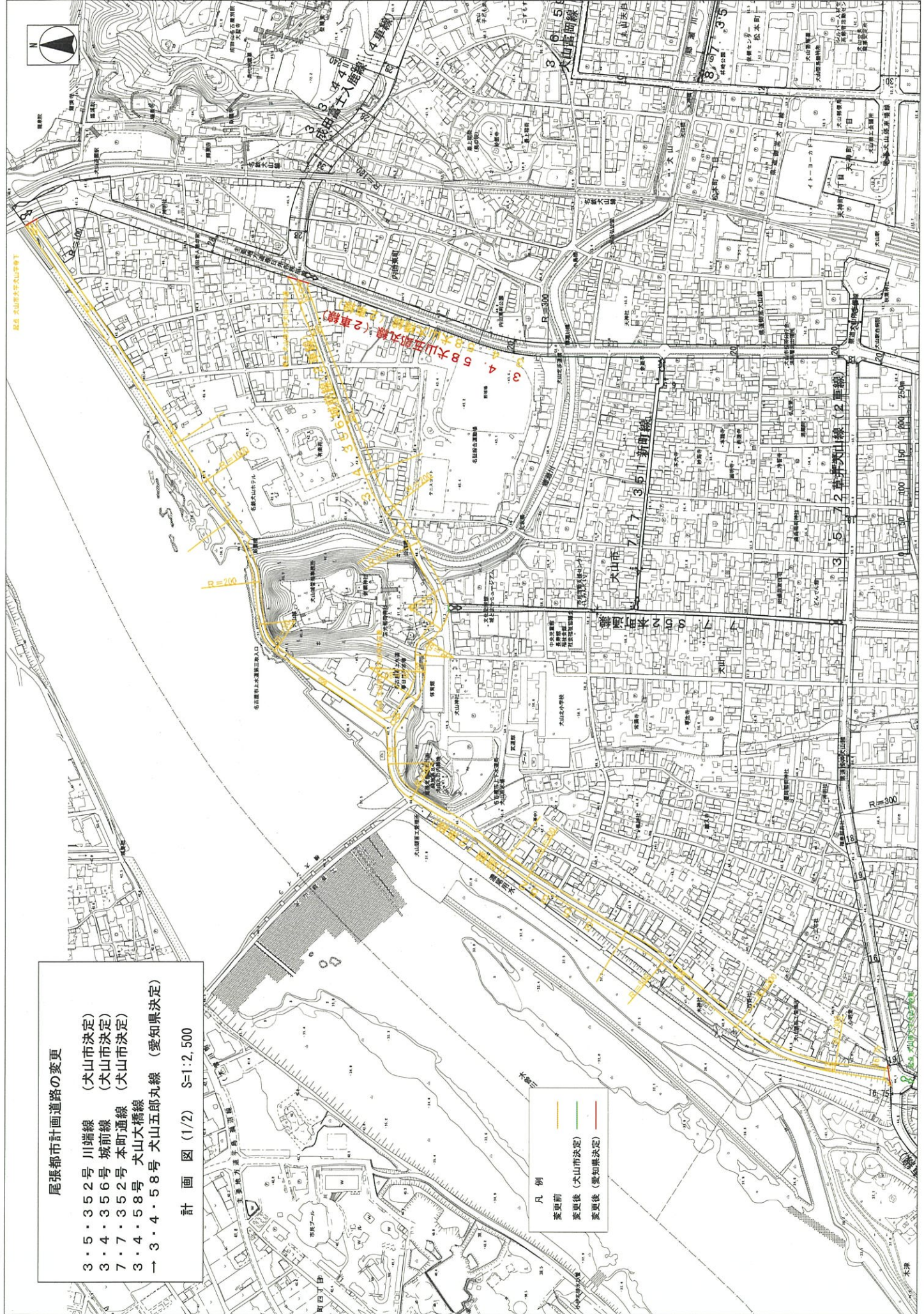
① 3・4・352号川端線

3・5・352号川端線の一部廃止（犬山市決定）に伴い、当該路線の構造を変更するとともに名称を3・4・352号川端線に変更します。

② 7・7・352号本町通線

3・4・356号城前線の全線廃止（犬山市決定）に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を2箇所から1箇所に変更します。





尾張都市計画道路の変更

- 3・5・3・52号 川端線 (犬山市決定)
- 3・4・3・56号 城前線 (犬山市決定)
- 7・7・3・52号 本町通線 (犬山市決定)
- 3・4・58号 犬山大橋線 (愛知県決定)
- 3・4・58号 犬山五郎丸線 (愛知県決定)

計画図 (1/2) S=1:2,500

凡例

— (Yellow line)	変更前
— (Green line)	変更後 (犬山市決定)
— (Red line)	変更後 (愛知県決定)

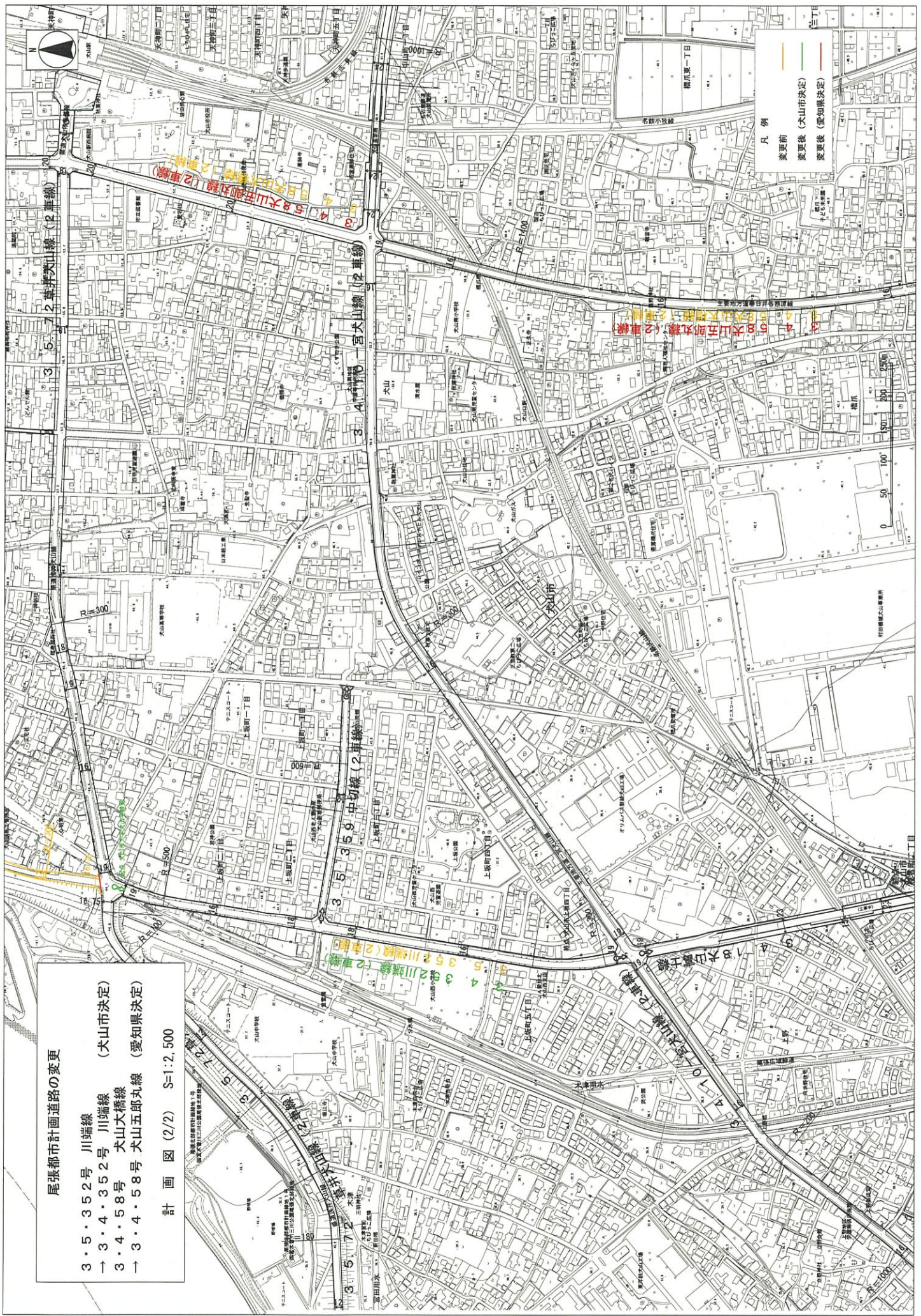
尾張都市計画道路の変更

- 3・5・352号 川端線 (犬山市決定)
- 3・4・352号 川端線
- 3・4・58号 犬山大橋線
- 3・4・58号 犬山五郎丸線 (愛知県決定)

計画図 (2/2) S-1:2,500

凡例

- 変更前
- 変更後 (犬山市決定)
- 変更後 (愛知県決定)



【都市計画策定の経緯の概要】

尾張都市計画道路の変更（犬山市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和3年12月3日、4日	
事 前 協 議	令和4年2月25日	
事 前 協 議 回 答	令和4年3月28日	
案 の 縦 覧	令和4年4月8日から 令和4年4月22日まで	意見書提出（有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> ）
市 都 市 計 画 審 議 会	令和4年5月25日	
知 事 へ の 協 議	令和4年6月	以下予定
知 事 回 答	令和4年7月	
決 定 告 示	令和4年8月	